

水質検査成績書

東頸発第 TW-220921-9098 号

2022年10月06日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 坂本義次

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	榎原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村467-1				
検査受付年月日	2022年09月21日	採水年月日	2022年09月21日 14時48分		
種別	簡易水道水				
水温/気温	23.1℃ / 26.1℃		残留塩素濃度 0.3mg/L		
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL) 100以下(0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.015	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず	検出されないこと(0) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.011	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L) 0.003以下(0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	0.001	(mg/L) 0.03以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L) 0.0005以下(0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム	0.001未満	(mg/L) 0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L) 0.08以下(0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.06	(mg/L) 0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4	(mg/L) 200以下(1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.8	(mg/L) 10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L) 0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	2.8	(mg/L) 200以下(0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L) 1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	44	(mg/L) 300以下(1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L) 0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	36	(mg/L) 500以下(1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満	(mg/L) 0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)
1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジェオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.009	(mg/L) 0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9	(mg/L) 3以下(0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満	(mg/L) 0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.6	5.8~8.6(0) 連続自動測定機器によるpH電極法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと(0) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.014	(mg/L) 0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと(0) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.005	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下(1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下(0.1) 積分球式吸光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に適合	
検査方法基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注					

水質検査成績書

東頭発第 TW-220921-9101 号

2022年10月06日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

検原村長 坂本義次



殿 一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	北秋川浄水場 原水蛇口 東京都西多摩郡檜原村5045				
検査受付年月日	2022年09月21日	採水年月日	2022年09月21日	10時17分	
種別	原水				
水温/気温	16.4℃ / 20.2℃		残留塩素濃度	0.1mg/L未満	
検査項目	結果	基準値(定量下限値) 検査方法(別表番号)	検査項目	結果	基準値(定量下限値) 検査方法(別表番号)
一般細菌	7.3×10	(個/mL) 100以下(0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	※ 検出	検出されないこと(-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L) 0.003以下(0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	(mg/L) 0.03以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L) 0.0005以下(0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	(mg/L) 0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	(mg/L) 0.08以下(0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	(mg/L) 0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4	(mg/L) 200以下(1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6	(mg/L) 10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L) 0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.1	(mg/L) 200以下(0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L) 1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	44	(mg/L) 300以下(1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L) 0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	50	(mg/L) 500以下(1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満	(mg/L) 0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)
ジシ-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.01	(mg/L) 0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8	(mg/L) 3以下(0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	(mg/L) 0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	7.7	 5.8~8.6(-) 連続自動測定機器による pH電極法(別表第32)
クロロ酢酸	(mg/L) 0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常でないこと(-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	(mg/L) 0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	2	(度) 5以下(1) 透過光測定法(別表第36)
ジブromokロロメタン	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.4	(度) 2以下(0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	(mg/L) 0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	※の検査項目については、水質基準に 不適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				

水質検査成績書

東頭発第 TW-220921-9099 号

2022年10月06日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 坂本義次

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3				
検査受付年月日	2022年09月21日	採水年月日	2022年09月21日 14時20分		
種別	専用水道水				
水温/気温	23.3℃ / 18.6℃		残留塩素濃度 0.2mg/L		
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0	(個/mL) 100以下(0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.024	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
大腸菌	検出せず	(MPN/100mL) 検出されないこと(-) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.014	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
ｶﾞﾙﾐﾝ及びその化合物	0.0003未満	(mg/L) 0.003以下(0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001	(mg/L) 0.03以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L) 0.0005以下(0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満	(mg/L) 0.09以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満	(mg/L) 0.08以下(0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.003	(mg/L) 0.01以下(0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	(mg/L) 0.2以下(0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下(0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下(0.01) ICP-MS法(別表第6)
ｼﾞｬﾝ化合物ｲﾝｯ及び塩化ｼﾞｬﾝ	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4	(mg/L) 200以下(1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.5	(mg/L) 10以下(0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L) 0.8以下(0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.1	(mg/L) 200以下(0.2) IC法(別表第13)
ハウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L) 1.0以下(0.1) ICP-MS法(別表第6)	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	30	(mg/L) 300以下(1) 滴定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L) 0.002以下(0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	28	(mg/L) 500以下(1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L) 0.05以下(0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満	(mg/L) 0.2以下(0.02) SA-HPLC法(別表第24)
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛｲﾌﾟｲﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛｲﾌﾟｲﾝ	0.004未満	(mg/L) 0.04以下(0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満	(mg/L) 0.02以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-ﾒﾃｲﾙﾄﾞﾌﾟﾛﾈｰﾙ	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下(0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) SA-HPLC法(別表第26の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下(0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6	(mg/L) 3以下(0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満	(mg/L) 0.6以下(0.06) IC法(別表第13)	pH値	8.1	(度) 5.8~8.6(-) 連続自動測定機器による 電極法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満	(mg/L) 0.02以下(0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.023	(mg/L) 0.06以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと(-) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.009	(mg/L) 0.03以下(0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満	(度) 5以下(1) 透過光測定法(別表第36)
ジブromoklorometan	0.001未満	(mg/L) 0.1以下(0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満	(度) 2以下(0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満	(mg/L) 0.01以下(0.001) HPLC-MS法(別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に 適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく(別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注					

水質検査成績書

東顕発第 TW-220921-9102 号

2022年10月06日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海町5-1

榎原村長 坂本義次

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	南秋川浄水場 着水井 東京都西多摩郡檜原村2618				
検査受付年月日	2022年09月21日	採水年月日	2022年09月21日 13時35分		
種別	原水				
水温/気温	16.1℃ / 15.2℃				
残留塩素濃度	0.1mg/L未満				
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	※ 1.3 × 10 ²	(個/mL) 100以下 (0) 標準寒天培地法 (別表第1)	総トリハロメタン	……………	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
大腸菌	※ 検出	検出されないこと (-) 特定酵素基質培地法 (別表第2)	トリクロロ酢酸	……………	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	(mg/L) 0.003以下 (0.0003) ICP-MS法 (別表第6)	プロモジクロロメタン	……………	(mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満	(mg/L) 0.0005以下 (0.00005) 還元酸化-AA法 (別表第7)	プロモホルム	……………	(mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	ホルムアルデヒド	……………	(mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法 (別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.002	(mg/L) 0.01以下 (0.001) ICP-MS法 (別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	(mg/L) 0.2以下 (0.02) ICP-MS法 (別表第6)
六価クロム化合物	0.002未満	(mg/L) 0.02以下 (0.002) ICP-MS法 (別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満	(mg/L) 0.3以下 (0.03) ICP-MS法 (別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満	(mg/L) 0.04以下 (0.004) IC法 (別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満	(mg/L) 1.0以下 (0.01) ICP-MS法 (別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法 (別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3	(mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法 (別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.4	(mg/L) 10以下 (0.1) IC法 (別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満	(mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法 (別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満	(mg/L) 0.8以下 (0.08) IC法 (別表第13)	塩化物イオン	0.8	(mg/L) 200以下 (0.2) IC法 (別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満	(mg/L) 1.0以下 (0.1) ICP-MS法 (別表第6)	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	28	(mg/L) 300以下 (1) 滴定法 (別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満	(mg/L) 0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法 (別表第15)	蒸発残留物	26	(mg/L) 500以下 (1) 重量法 (別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満	(mg/L) 0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法 (別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満	(mg/L) 0.2以下 (0.02) SA-HPLC法 (別表第24)
スス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	(mg/L) 0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法 (別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
ジクロロメタン	0.002	(mg/L) 0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	(mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法 (別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	非イオン界面活性剤	0.009	(mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法 (別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	フェノール類	0.0005未満	(mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法 (別表第29)
ベンゼン	0.001未満	(mg/L) 0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.9	(mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法 (別表第30)
塩素酸	……………	(mg/L) 0.6以下 (0.06) IC法 (別表第13)	pH値	7.7	5.8~8.6 (-) 標準自動測定機器による pH電極法 (別表第32)
クロロ酢酸	……………	(mg/L) 0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	味	……………	異常でないこと (-) 官能法 (別表第33)
クロロホルム	……………	(mg/L) 0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (-) 官能法 (別表第34)
ジクロロ酢酸	……………	(mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法 (別表第17)	色度	2	(度) 5以下 (1) 透過光測定法 (別表第36)
ジブromクロロメタン	……………	(mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法 (別表第15)	濁度	0.3	(度) 2以下 (0.1) 積分球式光電光度法 (別表第41)
臭素酸	……………	(mg/L) 0.01以下 (0.001) HPLC-MS法 (別表第18の2)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	※の検査項目については、水質基準に 不適合	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「……………」は検査対象外です。				